

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松田直久

津市条例第286号

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「 ごみ焼却施設	津市西部クリーンセンター	津市片田田中町1304番地	を に
	津市クリーンセンター おおたか	津市森町2438番地1	
	津市河芸美化センター	津市河芸町久知野392番地	
	津市安芸美清掃センター	津市芸濃町北神山1450番地	
「 ごみ焼却施設	津市西部クリーンセンター	津市片田田中町1304番地	に
	津市クリーンセンター おおたか	津市森町2438番地1	
	津市河芸美化センター	津市河芸町久知野392番地	

改める。

第5条の表中

「津市西部ク リーンセン ター	1	ごみ（可燃物（粗大ごみを除く。）に限る。）	1	廃棄物の重量が20キログラム以下の場合	300円
	2	廃棄物処理条例第11条第3項の規定により、	2	廃棄物の重量が20キログラムを超える場合	300円に2

	市長が別に定める産業廃棄物	0キログラムを超える廃棄物の重量（以下「一律超過重量」という。）10キログラム（一律超過重量に10キログラム未満の端数がある場合においては、その端数重量又は当該一律超過重量が5キログラム以上のときはこれらを10キログラムとし5キログラム未満のときはこれらを切り捨てるものとする。）について150円を加算した額」
津市クリーンセンター おおたか	ごみ（可燃物（粗大ごみを除く。）に限る。）	0キログラムを超える廃棄物の重量（以下「一律超過重量」という。）10キログラム（一律超過重量に10キログラム未満の端数がある場合においては、その端数重量又は当該一律超過重量が5キログラム以上のときはこれらを10キログラムとし5キログラム未満のときはこれらを切り捨てるものとする。）について150円を加算した額」
津市河芸美化センター		
津市安芸美清掃センター		
「津市西部クリーンセンター	1 ごみ（可燃物（粗大ごみを除く。）に限る。） 2 廃棄物処理条例第11条第3項の規定により、市長が別に定める産業廃棄物	1 廃棄物の重量が20キログラム以下の場合 300円 2 廃棄物の重量が20キログラムを超える場合 300円に20キログラムを超える廃棄物の重量（以下「一律超過重量」という。）10キログラム（一律超過重量に10キログラム未満の端数がある場合においては、その端数重量又は当該一律超過重量が5キログラム以上のときはこれらを10キログラムとし5キログラム未満のときはこれらを切り捨てるものとする。）について150円を加算した額」
津市クリーンセンター おおたか	ごみ（可燃物（粗大ごみを除く。）に限る。）	0キログラムを超える廃棄物の重量（以下「一律超過重量」という。）10キログラム（一律超過重量に10キログラム未満の端数がある場合においては、その端数重量又は当該一律超過重量が5キログラム以上のときはこれらを10キログラムとし5キログラム未満のときはこれらを切り捨てるものとする。）について150円を加算した額」
津市河芸美化センター		

改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月24日 掲示済)

津市農業共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松 田 直 久

津市条例第287号

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第35条関係）

農作物共済の共済金額表

農作物共済の共済目的の種類等		法第107条第4項の規定による危険段階別		単位当たり共済金額	
水稻	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済額とする農作物共済	100分の30	1	危険段階基準共済掛金設定要領（以下「要領」という。）により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち最高額のものと同額
			2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	
			3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	
			4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	
			5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	
				平成18年産の水稻より新しく加入する組合員等	
	100分の40	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	同上	
		2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等		
		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等		
		4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等		
		5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の組合員等		
			平成18年産の水稻より新しく加入する組合員等		
法第106条第1項第3号に規	100分の10	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の組合員等		

定額を金とする農作物共済	100分の20	2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	同上		
		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等			
		4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等			
		5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の組合員等			
			平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等			
		1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の組合員等		同上	
	2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等				
	3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等				
	4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等				
	5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の組合員等				
		平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等				
	表1類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済とする農作物共済	100分の30	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の組合員等	同上
			2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の組合員等		
			3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の組合員等		
			4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の組合員等		
		5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の組合員等			
			平成19年産の麦より新しく加入する組合員等			

		100分の40	1 要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の組合員等	同上
			2 要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の組合員等	
			3 要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の組合員等	
			4 要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の組合員等	
			5 要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の組合員等	
			平成19年産の麦より新しく加入する組合員等	
麦2類 ～麦5類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30		同上
		100分の40		同上

別表第2 (第36条関係)

農作物共済の共済掛金率表

農作物共済の共済目的の種類等			法第107条第4項の規定による危険段階別	共済掛金率	農家負担共済掛金率	
水稲	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	1	危険段階基準共済掛金設定要領(以下「要領」という。)により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	% 3.085	% 1.542500
			2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	1.581	0.790500
			3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	1.188	0.594000
			4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	1.057	0.528500
			5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	1.028	0.514000
				平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等	1.137	0.568500
			100分の40	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	1.921
		2		要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	0.984	0.492000
		3		要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	0.740	0.370000
		4		要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	0.658	0.329000
		5		要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	0.640	0.320000

			平成18年産の水稻より新しく加入する組合員等	0.708	0.354000
法第106条第1項第3号に規定する金額を共済額とする農作物共済	100分の10	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	8.042	4.021000
		2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	4.121	2.060500
		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	3.097	1.548500
		4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	2.755	1.377500
		5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	2.680	1.340000
			平成18年産の水稻より新しく加入する組合員等	2.964	1.482000
		100分の20	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	2.835
	2		要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	1.453	0.726500
	3		要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	1.092	0.546000
	4		要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	0.971	0.485500
	5		要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	0.945	0.472500
			平成18年産の水稻より新しく加入する組合員等	1.045	0.522500
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済		100分の10	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の組合員等
2		要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等		4.327	2.163500

	金額と農作物共済		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	3.252	1.626000
			4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	2.893	1.446500
			5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	2.814	1.407000
				平成18年産の水稻より新しく加入する組合員等	3.112	1.556000
麦1類	法第106条第1項第1号に規定する金額と農作物共済	100分の30	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の組合員等	11.281	5.290789
			2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の組合員等	8.776	4.115944
			3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の組合員等	7.626	3.576594
			4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の組合員等	6.295	2.952355
			5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の組合員等	5.640	2.645160
				平成19年産の麦より新しく加入する組合員等	7.786	3.651634
		100分の40	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の組合員等	7.969	3.801213
			2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の組合員等	6.199	2.956923
			3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の組合員等	5.387	2.569599
			4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の組合員等	4.447	2.121219
			5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の組合員等	3.984	1.900368

				平成19年産の麦より新しく加入する組合員等	5.500	2.623500
	法第150条の3第1項に規定する額を金す作物共済	100分の10	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の組合員等	17.088	7.911744
			2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の組合員等	13.294	6.155122
			3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の組合員等	11.552	5.348576
			4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の組合員等	9.535	4.414705
			5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の組合員等	8.543	3.955409
				平成19年産の麦より新しく加入する組合員等	11.794	5.460622
表2類～表5類			法第106条第1項に規定する額を金す作物共済	100分の30		
	100分の40				5.500	2.623500
	法第150条の3第1項に規定する額を金す作物共済	100分の10			11.794	5.460622

附 則

この条例は、三重県知事の認可のあった日から施行し、改正後の津市農業共済条例の規定は、水稻にあつては平成18年産のものから、麦にあつては平成19年産のものからそれぞれ適用し、平成18年産の麦については、なお従前の例による。

(平成18年3月24日 掲示済)

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松田直久

津市条例第288号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第5条第8号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成18年3月24日 掲示済）

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松田直久

津市条例第289号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成18年津市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表中

「	津市立雲林院幼稚園	津市芸濃町雲林院1019番地	を
」	津市立安西幼稚園	津市芸濃町北神山305番地	」
「	津市立安西・雲林院幼稚園	津市芸濃町北神山305番地	」に

改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月24日 掲示済）

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松田直久

津市条例第290号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市運動施設の設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第250号)
の一部を次のように改正する。

第6条中「別表第56」を「別表第57」に改める。

別表第1中

「

サッカー場	津市香良洲サッカー場	津市香良洲町2174番地1
-------	------------	---------------

を

「

サッカー場	津市香良洲サッカー場	津市香良洲町2174番地1
フットサルコート	津市安濃中央総合公園 内フットサルコート	津市安濃町草生234番地5

に

改める。」

別表第56を別表第57とし、別表第47から別表第55までを1表ずつ繰り下げ、別表第46の次に次の1表を加える。

別表第 4 7 (第 6 条関係)

津市安濃中央総合公園内フットサルコート施設の使用料

単位 円

使用区分	使用料		超過使用料
フットサルコート	1 時間 (1 時間未 満は、1 時間とす る。) 当たり	1, 5 0 0	3 0 分 (3 0 分未満 は、3 0 分とする。 増すごとに 7 5 0
	夜間照 明	1 時 間 (1 時 間 未 満 は、1 時 間 と す る。) 当 たり	3 0 分 (3 0 分未満 は、3 0 分とする。 増すごとに 1 5 0
<p>[備考]</p> <p>市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。</p>			

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月24日 掲示済)

久居市企業誘致促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松田直久

津市条例第291号

久居市企業誘致促進条例の一部を改正する条例

久居市企業誘致促進条例（平成10年久居市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成18年3月24日 掲示済）

白山町通園バス設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松田直久

津市条例第292号

白山町通園バス設置条例を廃止する条例

白山町通園バス設置条例（平成10年白山町条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月24日 掲示済）

津市助役定数条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 293 号

津市助役定数条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 161 条第 3 項の規定に基づき、助役の定数を 2 人とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 18 年 3 月 24 日 掲示済）

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松田直久

津市条例第294号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成18年津市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第8条中「平成17年度」を「平成18年度から平成20年度までの各年度」に改め、同条第1号中「第38条第1項第1号」の次に「及び第2号」を加え、「20,000円」を「28,560円」に改め、同条第2号中「第38条第1項第2号」を「第38条第1項第3号」に、「30,000円」を「42,840円」に改め、同条第3号中「第38条第1項第3号」を「第38条第1項第4号」に、「40,010円」を「57,130円」に改め、同条第4号中「第38条第1項第4号」を「第38条第1項第5号」に、「50,010円」を「71,410円」に改め、同条第5号中「第38条第1項第5号」を「第38条第1項第6号」に、「60,010円」を「85,690円」に改める。

第10条第3項中「又は第4号ロ」を「、第4号ロ又は第5号ロ」に、「第4号まで」を「第5号まで」に改める。

第19条中「法第31条第1項後段」の次に「、法第33条の3第1項後段」を加える。

附則第6項の前の見出し中「平成17年度」を「平成18年度及び平成19年度」に改め、同項及び附則第7項を次のように改める。

6 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下「改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度における保険料率は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第8条第3号に該当する者であって、その者の属する世帯

の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合に第8条第1号に該当するもの 37,700円

(2) 第8条第3号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第2号に該当するもの 47,410円

(3) 第8条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受ける者（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に第8条第1号に該当するもの 42,840円

(4) 第8条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第2号に該当するもの 51,980円

(5) 第8条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第3号に該当するもの 61,700円

7 改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度における保険料率は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第8条第3号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第1号に該当するもの 47,410円

(2) 第8条第3号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第2号に該当するもの 51,980 円

(3) 第8条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受ける者(以下この項において「第4項経過措置対象者」という。))に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に第8条第1号に該当するもの 57,130 円

(4) 第8条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第2号に該当するもの 61,700 円

(5) 第8条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第3号に該当するもの 66,270 円

附則第8項から附則第13項までを削る。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の津市介護保険条例の規定は、平成18年度以後の年度分に係る保険料について適用し、平成17年度分までの年度に係る保険料については、なお従前の例による。

(平成18年3月24日 掲示済)

津州市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

津市条例第295号

津州市税条例の一部を改正する条例

津州市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「198,000円」を「189,000円」に改める。

第31条第2項の表第1号中「資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額）」を「資本金等の額（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額）」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第2号から第8号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第34条の5の2第1項中「資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金額との合計額）」を「資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額）」に改め、同条第2項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「第312条第3項第1号又は第2号」を「第312条第3項第1号から第2号まで」に改める。

第61条第9項中「第1項から第6項まで」の次に「及び法第349条の3第11項」を加え、同条第10項中「前項」の次に「並びに法第349条の3第11項」を加える。

附則第2条の3中「198,000円」を「189,000円」に、「176,000円」を「168,000円」に改める。

附則第5条第1項中「35万円を」を「32万円を」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第16条第7項」を「附則第16条第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第16条第8項」を「附則第16条第7項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条に次の1項を加える。

5 法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日か

ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第25項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由

附則第10条の3第1項中「(法附則第16条第6項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、前条第3項に規定する書類を含む。)」を削り、同項第3号中「、第5項又は第6項」を「又は第5項」に改める。

附則第11条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号中「附則第18条第2項」を「附則第18条第7項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「附則第17条第6号イ」を「附則第17条第8号イ」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 住宅用地 法附則第17条第3号
- (4) 商業地等 法附則第17条第4号

附則第11条の2の見出しを「(平成19年度又は平成20年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成16年度分」を「平成19年度分」に、「平成17年度分」を「平成20年度分」に改め、同条第2項中「平成16年度適用土地」を「平成19年度適用土地」に、「平成16年度類似適用土地」を「平成19年度類似適用土地」に、「平成17年度分」を「平成20年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第1項から第3項までを次のように改める。

宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受け

る宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

附則第12条に次の3項を加える。

4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地で

あるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下この項において「住宅用地据置固定資産税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

附則第12条の2を次のように改める。

第12条の2 削除

附則第12条の3の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条中「平成15年法律第9号)附則第13条」を「平成18年法律第7号)附則第15条」に、「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、「課税標準額」の次に「(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)」を加える。

附則第13条の3を次のように改める。

第13条の3 削除

附則第14条中「、第12条の2」を削る。

附則第15条の2第1項中「附則第12条第1項」を「附則第12条第1項から第6項まで」に、「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「平成15年1月1日から平成17年12月31日まで」を「平成18年1月1日から平成21年3月31日まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項第1号中「法附則第20条に規定する宅地評価土地」を「宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第31条の3第4項」を「附則第31条の3第3項」に改め、「又は第2項」を削り、同項を同条第5項とする。

附則第20条の3の次に次の1条を加える。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6、第34条の7第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第16項に規定する特

定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5（平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3）の税率から限度税率を控除して得た率に100分の68（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3.4（同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の2）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるの

は、「総所得金額、附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

- (2) 第34条の6、第34条の7第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の7第1項の規定の適用については、同項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、「法第37条の3」とあるのは「租税条約実施特

例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。

附則第22条の前の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第1項から第3項までを次のように改める。

宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に

定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

附則第22条に次の3項を加える。

- 4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この項において「住宅用地据置都市計画税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

附則第22条の2を次のように改める。

第22条の2 削除

附則第 22 条の 3 の見出し中「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、同条中「平成 15 年法律第 9 号）附則第 13 条」を「平成 18 年法律第 7 号）附則第 15 条」に、「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改める。

附則第 23 条の見出し中「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、同条中「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、「課税標準額」の次に「（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 20 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）」を加える。

附則第 24 条を次のように改める。

第 24 条 削除

附則第 25 条中「附則第 22 条第 1 項及び第 2 項」を「附則第 22 条第 1 項及び第 3 項」に、「附則第 22 条第 1 項の」を「附則第 22 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項の」に、「附則第 25 条第 2 項」を「附則第 25 条第 7 項」に、「附則第 18 条第 2 項に、附則第 22 条及び第 23 条並びに前条」を「附則第 18 条第 7 項に、附則第 22 条第 2 項及び第 4 項の「住宅用地」とは法附則第 17 条第 3 号に、附則第 22 条第 2 項、第 5 項及び第 6 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 22 条第 4 項から第 6 項まで及び第 23 条」に、「附則第 17 条第 6 号ロ」を「附則第 17 条第 8 号ロ」に、「附則第 18 条第 2 項」を「附則第 18 条第 7 項」に改める。

附則第 26 条中「附則第 15 条第 3 項、第 17 項、第 18 項、第 39 項、第 41 項、第 45 項、第 48 項、第 49 項、第 51 項、第 52 項若しくは第 54 項から第 59 項まで」を「附則第 15 条第 2 項、第 15 項、第 16 項、第 35 項、第 37 項、第 41 項、第 44 項、第 45 項、第 47 項、第 48 項、第 50 項、第 51 項、第 52 項、第 53 項、第 54 項、第 55 項又は第 58 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）第 24 条第 2 項及び附則第 5 条第 1 項の規定は、平成 18 年度以後の年度分の個人の市民税に

ついて適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成18年度分の個人の市民税に限り、施行日の前日において改正前の津門市市税条例（以下「旧条例」という。）第24条第2項の規定に該当する者（旧条例附則第2条の3の規定により読み替えて該当する者を含む。）であり、かつ、当該年度分の旧条例第36条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者で、施行日において新たに当該年度分の新条例第36条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の規定の適用については、同項中「3月15日」とあるのは、「平成18年4月30日」とする。

3 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成17年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成17年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（平成18年3月31日 掲示済）